

令和 6 年 6 月 5 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01032

研究課題名（和文）異端のデモクラシー 初期アメリカ合衆国における人民主権論のポピュリズム的展開

研究課題名（英文）Heretical Democracy: The Populistic Development of Popular Sovereignty in the Early United States

研究代表者

小原 豊志（OBARA, Toyoshi）

東北大学・国際文化研究科・教授

研究者番号：10243619

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究はアメリカ合衆国において民主政が確立する18世紀末から19世紀前半期にかけて頻発した「反乱」を民衆が独自に構築した人民主権論にもとづくポピュリズム運動ととらえ、その論理と運動の全体像を描き出すことにより、ポピュリズムが合衆国政治文化の基礎形成期に果たした役割を明らかにしたものである。とくに本研究においては建国期のマサチューセッツ州とペンシルヴァニア州、および1840年代初頭のロードアイランド州において発生した「反乱」を分析することにより、人民の直接的な政府改廃を是とする人民主権論が時代とともに異端化されたこと、およびそれにもとづくポピュリズム運動も危険視されていったことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は現代世界において「大衆迎合主義」として否定的にとらえられるポピュリズムの起源をアメリカ合衆国の建国期に求め、その理論的根拠が同国の独立宣言にあることを解明するとともに、従来「反乱」とみなされてきた民衆による反政府行動が独立革命原理に則ったポピュリズム運動であること、そしてそこには自己決定主義にもとづく強烈な主権者意識が貫徹していたことを立証したものである。本研究によってアメリカ民主主義の基礎には主権者の直接的行動を是とする人民主権論があり、ポピュリズムとはその発現形態であったことを明らかにすることができたことにより、主権者の権能やその行動のありかたについて再考を促すことができた。

研究成果の概要（英文）： This study clarifies the role of populism in the formation of the foundations of U.S. political culture by regarding the "rebellions" that occurred from the late 18th century to the early 19th century as populist movements based on the theory of popular sovereignty that the people developed, and by reconsidering the logic and process of these movements.

In particular, by analyzing the "rebellions" that occurred in Massachusetts and Pennsylvania during the founding period and in Rhode Island in the early 1840s, this study shows that the theory of popular sovereignty that recognized the rights of people to alter or abolish government had become heretical over time, and that populist movements based on this theory had also been viewed as dangerous.

研究分野：アメリカ史

キーワード：ポピュリズム 人民主権論 アメリカ民主主義 ドアの反乱

1. 研究開始当初の背景

現代においては、国内外を問わず「大衆迎合的政治手法」と批判されるポピュリズム現象が顕著となっている。こうした現状から、アカデミズムの分野においてもポピュリズム研究が活況を呈している。このうち、ヨーロッパ諸国を対象にした研究は右翼的ポピュリズムの台頭に対する危機感からポピュリズムを否定的にとらえる傾向にある。これに対して、アメリカ合衆国を対象にした研究は、ポピュリズムという語の由来となった19世紀末の人民党(Populist Party)運動に焦点を当てた研究が数多く存在し、しかも、その大半が反独占運動を展開したこの農民運動の革新性を評価する傾向にある。しかしながら、アメリカ史通観的な視点からアメリカ・ポピュリズムの特質を把握する試みはいまだなされていない。その結果、現下のポピュリズムはグローバル化に起因する特殊現代的現象とみなされ、その排他的な主張も本来のポピュリズムからの「逸脱」と断罪されている。

こうしたポピュリズム理解は19世紀末の人民党運動の理想化から生じていることは明白である。しかしながら、ここで想起すべきは、18世紀末のアメリカ独立戦争が「人民」の名のもとに戦われ、その結果誕生したアメリカ合衆国は世界初の人民主権国家であったという事実である。ポピュリズムを人民の名のもとになされる既成の権威への抵抗運動とするならば、アメリカにおいてポピュリズムが胎動を始めたのは独立期であり、その産声は建国直後から各地で頻発した民衆の反政府運動に聞くことができると考えられる。

以上から、初期アメリカ史にポピュリズムを「発見」し、その革新性だけでなく、反動性にも注意を払いながらその全体像を描き出す本研究の着想を得るにいたった。

2. 研究の目的

多くの識者が指摘するように、ポピュリズムとは定義しがたい概念であるが、本研究ではポピュリズムを「代表されざる不満から、自らを『人民(ピープル)』と称する人々が、利己的で反民主的で反道徳的であるとみなす『既得権益層』(エリートあるいはエスタブリッシュメント)に対して発する怒りの言葉/それを表現した政治思想/政治スタイル/政治運動」としたい。こうした定義をするのは、まさしく合衆国の独立運動がイギリス本国の「代表なき課税」に対する「怒り」から発生したポピュリズム運動とみなせるからである。

こうした観点から合衆国の成り立ちを整理しなおすならば、この国家は「怒れる民」が統治に自らの意思を的確に反映させるべく、人民主権原理に依拠して構築した「ポピュリズム国家」といえる。すなわち、合衆国はポピュリズムと人民主権原理との強い親和性のもとに発足し、当初から人民の「怒り」がポピュリズム運動として現象化しやすい土壌をかねそなえていたのである。はたして建国直後より各地では反政府運動が頻発し、ときにそれは「反乱」という形をとった。

本研究は、これらの反政府運動の源に人民の「怒り」があったと考え、その「怒り」の言葉と実践を「異端のデモクラシー」と名付ける。そのうえで、本研究は「人民主権を標榜する国家にあって、『怒れる民』は誰を人民とみなしたのか」、「何が代表されざることに不満を抱いたのか」、「その怒りはいかなる言葉で表現され、いかなる行動を呼び起こしたのか」、そして、「その怒りの言葉と実践はアメリカ民主政にいかなる刻印を押したのか」という問題を追究する。

以上要するに、本研究は建国以降の「怒れる民」の「言葉」として人民が構築した人民主権論の論理、およびその「実践」としての「反乱」を分析することにより、アメリカ民主政の発展・確立期にポピュリズムが果たした役割を明らかにする。ただし、その際には「怒れる民」の人民観に細心の注意を払う。なぜなら、19世紀末の人民党運動以降のポピュリズム運動の多くには黒人や移民などの特定のマイノリティを「人民」の範疇から排除する傾向があったからである。初期アメリカ史におけるポピュリズムの分析においても革新性と反動性を識別し、その両者の内的関連を解明することにより、アメリカ民主政展開史におけるポピュリズムの位置づけをおこなうことが本研究の目的である。

3. 研究の方法

以上の目的のもと、本研究は以下の具体的な検討課題のもとに考察を行った。

(1) アメリカ型人民主権論の原型の把握

ピューリタン革命に起源を有するイギリス型の人民主権論が反英闘争を経るなかで独立宣言型の人民主権論に劇的に転換し、それに並行して植民地人の「臣民」意識が「人民」意識へと転化した過程を分析する。そのうえで、独立後に各地で発生した人民主権の解釈論争を分析する。

以上の作業により、独立後に構築された種々の人民主権論の骨格とその拮抗状況を明らかにする。

(2) 建国期における納税者による「反乱」分析

建国期に発生した「反乱」として、マサチューセッツ州の「シェイズの反乱」(1786-87年)とペンシルヴァニア州の「ウィスキー反乱」(1794年)を分析する。これらはいずれも州東部のエリート層に対して開拓途上にあった州西部の農民層が起こした反租税闘争であり、その根拠は独立戦争時にも声高に唱えられた「代表と課税の不一致」にあった。ここでは、課税を拒否し

た人民が構築した人民主権論の分析とそれぞれの「反乱」の全体像の再構成をおこなうことにより、建国期のポピュリズム運動の特質を明らかにする。

(3) ジャクソニアン・デモクラシー期における憲法制定「反乱」分析

1840年代初頭のロードアイランド州において発生した「ドアの反乱」(1841-42年)を分析する。この「反乱」は、建国後も州憲法の制定を拒み続けた州政府に業を煮やした民主化勢力が自らの手で憲法を制定し、それにもとづく新たな州政府を樹立したことから勃発した。ここでは、自らの手で憲法を制定した側の人民主権論の分析と「反乱」の全体像の再構成、さらにはこの「反乱」を契機に連邦規模で発生した人民主権論争の分析をおこなうことにより、ジャクソニアン・デモクラシー期のポピュリズム運動の特質を解明する。

4. 研究成果

本研究においては以下の点が明らかになった。

(1) アメリカ型人民主権論については、従来はその単線的発展が強調されてきたが、実際には人民の革命権を認める独立宣言型人民主権論と統治に対する人民の直接的関与を極力回避せんとする合衆国型人民主権論が併存し、建国期にはこの両者が拮抗していたことが明らかになった。前者の人民主権論の背景にあったのは強烈な反エリート意識に基づく民衆の反知性主義であった。すなわち、キリスト教福音主義に裏付けられたこの反エリート主義的心性は、独立期には万民の自由・平等を謳う人民主権論構築の原動力となっただけでなく、人民に無条件の政府改廃権を認める人民主権論を生み出す触媒にもなったのである。他方、後者の人民主権論は「民主主義の行き過ぎ」を警戒し、秩序の安定と少数者の利益保護を望む革命エリート層によって構築されたものであった。

以上から、建国期の人民主権論には、主権者たる人民の権能を広範に認める直接民主政志向型と事実上の政府主権である間接民主政志向型が併存していたことが明らかになり、前者が建国期以降に頻発した「反乱」の理論的支柱となったという見通しを得た。

(2) 「シェイズの反乱」と「ウィスキー反乱」については、これらの反政府行動は特定の個人によって扇動された突発的な暴動ではなく、いずれにおいても課税の不公平性が当局に対して根気強く訴えかけられていたことが明らかになった。すなわち、前者にあっては新税の導入が西部農民の声を無視して決定されたことに対して、後者にあっては西部農民の換金手段である物品が課税対象にされたことに対して、民衆は請願などの「合法的」手段をつうじて抗議活動を展開していたのである。それが武力行使にいたったのは上記の抗議活動がごとごとく当局によって封殺されたからであった。この武力による抗議活動を「反乱」と断じ、その徹底的な弾圧を命じたのはアレグサンダー・ハミルトンに代表される革命エリートであった。このハミルトンらが唱えたのが主権者としての人民の権能を限定的にとらえる人民主権論であった。

以上から、すでに建国期においてハミルトンらの唱える人民主権論(合衆国憲法型人民主権論)によって、独立宣言型の人民主権論にもとづく反政府行動が異端化されつつあったことを明らかにすることができた。

(3) 「ドアの反乱」については、その鎮圧後におこなわれた二つの裁判における人民主権論争を分析することにより、建国後半世紀を経過したアメリカにおける人民主権観が明らかになった。

第一の裁判は、ロードアイランド州最高裁判所において審理された反乱の首謀者、トマス・ウィルソン・ドアの反逆罪裁判である。この裁判においてドアは人民主権の本質を無条件の憲法制定をつうじた人民の政府改変権と主張したのに対し、州司法当局は事実上の政府主権論を主張することによってドアを反逆者として断罪した。これにより、独立宣言型の人民主権論がいよいよ異端視されていたことが明らかになった。

第二の裁判はドアの人民主権論の正統性をめぐって合衆国最高裁判所において争われた裁判である。この裁判においてドアは合衆国憲法の「共和政保障条項」を根拠に自らの行為の正統性を主張したのに対し、判決は司法管轄権を理由にドアの人民主権論の当否についての判断を回避したのであった。こうした連邦司法の態度によって上記の州最高裁判所の判断が確定されることになったのであった。

以上から、建国後半世紀を経過した合衆国においては、人民による直接的な統治体制の改変を是とする人民主権論の異端化が完成し、それにもとづいたポピュリズム運動もまた危険視されるようになっていたことが明らかになった。

(4) なお、本研究では「ドアの反乱」の鎮圧後に行われた冤罪裁判に焦点をあてた。この裁判はロードアイランド州有数の産業資本家の殺害事件を審理したものであったが、その際に確たる証拠もなく犯人と断定され、死刑宣告を受けたのがドアを支持していたアイルランド系の人物であった。アイルランド系への偏見に満ちたこの裁判の分析からは、反乱弾圧のために既存の政府側が醸成したネイティブイズムによってドアの運動がいかに分断されていたかを明らかにすることができた。

以上の研究成果から、初期アメリカ合衆国におけるポピュリズム運動は人民による直接的な統治体制の改変を是とする独立宣言型の人民主権論に基礎をおいていたものの、それはやがて秩序の安定を名目に人民の主権行使の抑制を図るエリート側の人民主権論に凌駕されていったこと、およびそれにもとまらないポピュリズム運動も危険視され、抑圧されていったことを明らかにすることができた。

なお、本研究からはその後の人民主権論の変容について新たな展望を得ることができた。上述

のように、1840年代末までには独立宣言型の人民主権論は異端化されたのであるが、それにもかかわらず、1850年代に入るとこの人民主権論は奴隷制拡大のための論理に転化していったのではないかと考えられるのである。それというのも、1840年代末の合衆国においては奴隷制の西部への拡大問題が一大論争点となったのであるが、その際、奴隷制拡大派が唱えたのが奴隷制の可否を当地の住民の意思に委ねるべきとする「住民主権論」であったからである。そこには人民の自己決定権を至上のものとする独立宣言型の人民主権論がなんらかの形で影響を及ぼしていた可能性がある。この点については内外の研究史では十分に解明されていないため、その考察を今後の研究課題にしたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 4件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 小原 豊志	4. 巻 第31号
2. 論文標題 ドアの反乱「外伝」 アンテベラム期アメリカ合衆国における「反アイリッシュ」裁判	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 東北大学大学院『国際文化研究科論集』	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 小原 豊志	4. 巻 第30号
2. 論文標題 アンテベラム期アメリカ合衆国における「ロードアイランド問題」の司法的帰結 「ルーサー対ポーデン裁判」の検討を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 東北大学大学院『国際文化研究科論集』	6. 最初と最後の頁 1-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 小原 豊志	4. 巻 第29号
2. 論文標題 「反逆」の人民主権論—アンテベラム期ロードアイランド州における「ドア裁判」—	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 東北大学大学院『国際文化研究科論集』	6. 最初と最後の頁 17-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 小原 豊志	4. 巻 第47号
2. 論文標題 「判断しない」という判断 ルーサー対ポーデン判決（1849年）の史的意味	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 『アメリカ史研究』	6. 最初と最後の頁 22-40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 小原 豊志
2. 発表標題 「異端」のデモクラシー 「ドアの反乱」に見る人民主権論のポピュリズム的展開
3. 学会等名 日本アメリカ史学会 第 20 回年次大会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------